

領事・旅券手数料改正のお知らせ

2017(平成29)年3月
在ミラノ日本国総領事館

平成29年度領事・旅券手数料が確定し、本年4月1日以降の申請受付分から以下のとおり、各種領事・旅券手数料が改正されますので、ご案内申し上げます。

改正後の主な手数料は、以下の通りです。

種 類		現 行	改正後
パスポート	① 10年パスポート	① € 117.00	⇒ € 131.00
	② 5年パスポート	② € 80.00	⇒ € 90.00
	③ 5年パスポート (12歳未満)	③ € 44.00	⇒ € 49.00
	④ 査証欄の増補	④ € 18.00	⇒ € 20.00
証 明	① 戸籍記載事項証明	① € 9.00	⇒ € 10.00
	② 婚姻要件具備証明	② € 9.00	⇒ € 10.00
	③ 婚姻証明	③ € 9.00	⇒ € 10.00
	④ 出生証明	④ € 9.00	⇒ € 10.00
	⑤ 在留証明	⑤ € 9.00	⇒ € 10.00
	⑥ 翻訳証明 (運転免許証など)	⑥ € 32.00	⇒ € 36.00
	⑦ サイン証明 (官公署に係るもの)	⑦ € 33.00	⇒ € 37.00
	⑧ サイン証明 (その他のもの)	⑧ € 12.00	⇒ € 14.00
ビザ	① シングルビザ	① € 22.00	⇒ € 25.00
	② マルチビザ	② € 44.00	⇒ € 49.00
	③ トランジットビザ	③ € 5.00	⇒ € 6.00
	④ 再入国許可の有効期間延長	④ € 22.00	⇒ € 25.00

- 改正後の領事・旅券手数料は、4月1日以降の申請から適用されます。
3月31日までに申請した場合は、領事・旅券手数料は改正前の手数料となります。
【例】申請日が3月29日、受取日が4月15日の場合には、改正前の手数料が適用されます。